

長寿医療(後期高齢者医療)制度 ～ 保険料の納付方法を再度確認してください～

長寿医療(後期高齢者医療)制度の保険料の納付方法(2つの方法)

原則・・・年金からの天引き(特別徴収)

要件に該当しない人・・・納付書または口座振替で納付(普通徴収)

特別徴収の対象者で一定の要件を満たす人は、申請によって普通徴収に変更できる場合があります。

納付方法の変更

保険料を年金から天引きしている人のうち、下記のいずれかの要件を満たす人は、後期高齢者医療保険料納付方法変更申出書の提出と金融機関への口座振替手続きで納付書または口座振替での納付に変更することができます。

要件 国保の保険料(税)を確実に納付していた人(本人)が口座振替で納付する場合
年金収入が180万円未満の人で、世帯主の口座振替で納付する場合
年金収入が180万円未満の人で、配偶者の口座振替で納付する場合

なお、申し出する時期で、年金天引きの中止が遅くなる場合があります。

企業広告を掲載しませんか？(納税通知書発送用封筒)

市では、財源確保の一環として、納税通知書発送用封筒への広告掲載を実施します。

次のとおり、市が使用する平成21年度の納税通知書発送用封筒への企業広告を募集しますので、ぜひご利用ください。

広告媒体

募集番号	封筒名(平成21年度)	印刷部数(予定)	当初発送時期(予定)	最低募集価格 (消費税および地方消費税を含む)
1	固定資産税納税通知書発送用封筒	32,000枚	4月1日	67,200円
2	軽自動車税納税通知書発送用封筒	12,000枚	5月1日	25,200円
3	市・県民税納税通知書発送用封筒	20,000枚	6月1日	42,000円
4	国民健康保険税納税通知書発送用封筒	20,000枚	7月1日	42,000円

掲載規格等

- (1) 掲載位置 封筒の裏面
- (2) 掲載枚数 募集番号ごとに1枚
- (3) 規 格 縦6センチメートル
×横17センチメートル
- (4) 刷 色 単色刷(黒色)
- (5) 使用期間 平成21年度内の納税通知書発送分

申し込み方法等

税務課窓口へ備え付け(または市ホームページからダウンロード)の「三豊市納税通知書用封筒広告掲載申込書」に必要事項をご記入のうえ、次の添付書類を添えてお申し込みください。

- ・事業者はその事業内容がわかる書類
 - ・広告原稿または広告イメージを記載したもの
- 詳しくは、市ホームページに掲載の「三豊市広告事業実施要綱・実施基準」および「三豊市納税通知書用封筒広告掲載要領」をご覧ください。

募集期間

12月1日(月)～26日(金)

平成21年度は固定資産税の評価替えの年です

固定資産税の課税対象となる土地と家屋は、3年ごとに評価を見直すことになっています。平成21年度はその評価替えの年にあたり、土地の評価額の基準となる路線価および標準地価格を見直します。

平成21年1月1日が課税の基準日となっています。土地の用途変更、家屋の増改築や取り壊しをしたときは、税務課または各支所市民サービス課までご連絡ください。

正確な現状把握と適正課税のため、ご協力をお願いします。

農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の提出をお願いします

～ 1月10日までの提出にご協力を～

選挙管理委員会では、毎年1月1日現在の農業委員会委員選挙人名簿調製のため登載申請書を、同月10日までに農業委員会を通じて提出いただいています。

登載申請書により調製される選挙人名簿は、来年度執行される農業委員会委員選挙で使用されます。

選挙人名簿に登載されていないと投票もリコール請求もできません、次の資格要件に該当する人は申請忘れのないようご注意ください。

また、登載申請書がお手元に届かない等、不明な点があればお問い合わせください。

選挙人名簿登録資格要件

平成21年1月1日現在で三豊市に住所を有する人

平成21年3月31日現在で年齢が満20歳以上の人

次のいずれかに該当する人

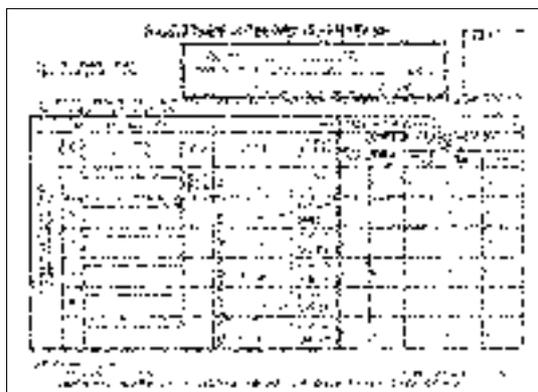
(ア) 10アール以上の農地を耕作している人

(イ)(ア)の同居の親族またはその配偶者で、年間おおむね60日以上耕作している人

提出期限

平成21年1月10日(土) 必着

期限厳守をお願いします。



提出方法

送付する登載申請書に必要な事項を記入し、同封の返信用封筒で郵送していただくか、直接農業委員会または各支所事業課までご持参ください。

問い合わせ 選挙管理委員会事務局 73・3000
農業委員会事務局 62・1137

国民年金のお知らせ



勤め先を退職した人は、国民年金の手続きをお忘れなく！

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の人は、厚生年金保険や共済組合などに加入している人を除き、国民年金に加入しなければなりません。(厚生年金保険や共済組合などに加入している人は、自動的に国民年金の第2号被保険者として加入しています)

ほとんどの人は、会社に勤めているときは厚生年金保険の適用を受けていますが、会社を退職した場合は、国民年金第1号被保険者になります。また、扶養している配偶者がいる場合には、配偶者の人も国民年金の加入種別が第3号被保険者から第1号被保険者になります。

国民年金第1号被保険者になった場合は届け出が必要です。年金手帳や印鑑、退職された日がわかる証明書をご持参のうえ、市民課または各支所市民サービス課で手続きしてください。

保険料納付が困難な場合、退職(失業)による特例免除があります

国民年金保険料の納付が困難な場合の保険料免除制度は、前年の所得をもとに審査しますが、前年度または当年度に会社を離職し、失業していることが雇用保険受給資格者証等により確認できる場合は、特例的に本人の所得の有無に関わらず、保険料免除(全額、4分の3、半額、4分の1)が認められます。(ただし、配偶者や世帯主に所得があるときは保険料免除が認められない場合もあります)

保険料免除を希望する人は、「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の提出が必要です。雇用保険受給資格者証等の写しをご持参のうえ、市民課または各支所市民サービス課で手続きしてください。

問い合わせ 市民課 73・3005